
令和7年度 学校選択制 実施要項

1 学校選択制の概要

八女市立の小、中、義務教育学校（以下「八女市立学校」。）へ入学する場合は、住所により入学する学校が決められており、それを指定校といいます。

学校選択制は、この指定校以外に、保護者及び児童等が八女市立学校の特色を理解したうえで、希望により入学する学校を選べる制度です。

この制度によって入学した学校へは、原則として卒業（小学校6年、中学校3年、義務教育学校9年）まで通学することになりますので、十分にご検討ください。

2 対象者

下記受付期間中に八女市内に住所がある、八女市立学校の令和7年度入学予定者及び義務教育学校後期課程進級者（受付期間中に転入した者を含む。）のうち、選択希望校の説明及び面接を受けた者。

3 選択できる学校の範囲

八女市立学校の全ての学校から1校選択可能。

4 学校選択制の申請手続

学校選択希望申請書及び誓約書の提出

[受付期間 令和6年11月1日（金）～令和6年11月15日（金）]

（1）指定校以外の学校を選択する場合、学校教育課で手続きをお願いします。

学校選択制申請時に、

① 保護者は、選択希望校の説明を受けたか。

② 保護者及び児童等は、いつ選択希望校の面接を受けたか。

の2点を確認しますので、選択希望校の指定する期間に必ず説明・面接を受けてください。

（2）申請手続きは、八女市役所2階の八女市教育委員会学校教育課において、平日の午前8時30分から午後5時15分（水曜日は午後7時）までの間、受け付けます（郵送不可）。

※水曜日は午後5時15分から午後7時まで八女市役所1階ロビーにて受付

（3）申請を受け付けた際に、受付票をお渡しします。

5 各学校の受入可能人数

学校の収容力等の条件に違いがありますので、学校ごとに受入可能人数枠を設定します。

6 抽選

受入可能人数を超えた申請があり、希望者全員が入学できない場合は、抽選により入学者を決定します。

(1) 抽選の対象者

対象者は、通学区域外からの希望者としします。ただし、在学中の兄弟がいる場合は無抽選（優先入学）としします。

(2) 当選しなかった方の取扱い

当選しなかった方には補欠順位を付け、辞退者がでた場合に上位者から順次繰り上げ当選としします。

7 希望申請書受付期間終了後の市外からの転入者

市外から転入する方は、随時希望申請をすることができます。ただし、選択できる学校は、受入可能人数に達していない学校としします。

8 その他

(1) 申請にあたっては、各学校が実施する学校説明会へ参加いただき、通学方法や通学時間、地域活動への参加等を十分考慮して学校を選択してください。

(2) 八女市内に住所のある方が、指定校以外の八女市立学校に入学する場合、必ず学校選択制をご利用ください。

(3) 小学生の通学については、原則保護者の送迎となります。

中学生の通学方法経路は、各学校の規則・指示に従い、通学途上の安全確保は、保護者の責任であることをご理解ください。